

## 障害福祉サービス事業者の処分等に伴う加古川市への影響と対応について

大阪市が令和8年3月27日付で公表した処分について、これまでの経緯と加古川市への影響等は以下のとおりです。

### 1 大阪市による処分内容等

#### (1) 処分対象事業者

法人名：株式会社 レーヴ（株式会社 絆ホールディングス グループ会社）

代表：末藤 隆行

所在地：大阪府中央区内本町1丁目2番14号 秀和ビル10階

#### (2) 処分対象事業所

名称：就労継続支援A型事業所レーヴ

（住所：大阪府中央区内本町1丁目2番14号 秀和ビル10階）

種別：就労継続支援A型 定員：20名

※いずれも本市に影響のある事業者および事業所のみを記載

#### (3) 不正と認定された給付費（対象期間）

就労移行支援体制加算（令和6年4月から令和8年1月まで）

#### (4) 処分の内容等

指定取消

#### (5) 処分理由

就労移行支援体制加算の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号該当）

就労移行支援体制加算は、「一般就労への移行」に加え、「定着に向けた継続的な支援体制が構築されている」事業所を評価する趣旨の加算である。上記事業所では、独自の支援方針である36ヶ月プロジェクトのもと、就労継続支援A型事業所の利用に戻ることを前提にした自社雇用の度、就労移行支援体制加算を請求したが、かかる自社雇用は事業所の支援計画のプロセスの一部にすぎず、「定着に向けた継続的な支援体制が構築されている」とは評価できないことから、当該加算要件を欠く不正な請求にあたる。

また、過去3年間に就労移行支援体制加算の算定対象とした利用者を複数回重複して算定対象とすることは、「市町村長が適当と認める」例外的な場合でない限り加算の要件を満たしたことはならない。しかしながら、「市町村長が適当と認める」場合でないにもかかわらず、就労定着者として本市へ届出し、過大に加算を請求したことも、不正にあたる。

(6) これまでの経緯

- ・令和7年8月 運営基準違反および給付費を不正に請求した疑いにより、大阪市が監査を開始
- ・令和7年8月 大阪市から本市に対し調査協力依頼
- ・令和7年9月 大阪市から本市に対し監査協力依頼
- ・令和7年11月 読売新聞に記事掲載
- ・令和7年11月～12月 就労移行支援体制加算の3年ルールによる重複分の令和7年度請求分について、レーヴより本市へ返還
- ・令和8年3月27日 大阪市が処分内容等を公表  
令和8年5月1日指定取消
- ・令和8年4月6日 本市よりレーヴに対し、不正に請求した給付費の返還を請求

2 処分に伴う加古川市への影響と対応

大阪市が同事業所に対して不正を認定した令和6年4月から令和8年1月までの間の、本市利用者2名について、本市に対し就労移行支援体制加算を請求し、訓練等給付費である就労移行支援体制加算を受領したことは不正であるため、当該不正請求金額の返還を求める。

(1) 利用者等への対応

対象者：2名

方針等：いずれも過去の利用者であり現時点で市民の利用は無いため、他の事業所等への受入れ調整は不要

(2) 給付費の返還請求(利用者2名分)

返還額：54,988,995円(加算金15,711,141円を含む)

※不正認定に伴う返還金については各援護市において算定し、請求を行う